

消基発第 11 号
平成 31 年 1 月 16 日

各 市 町 村 長
各消防補償等組合管理者
各水防事務組合管理者
水害予防組合管理者 } 様

消防団員等公務災害補償等共済基金
常務理事 米田 順彦
(押印省略)

公務外等文書料の支給要綱の一部改正について (通知)

今般、公務外等文書料の支給要綱 (平成 21 年 3 月 24 日伺定) の一部を別添のとおり改正したので通知します。

なお、この改正の概要は下記のとおりですので、その取扱いに遺漏のないようお願いいたします。

記

第 1 改正の概要

基金が提出を求めた病院又は診療所が作成する医学的資料のうち、公務外と決定した事案等に係る医学的資料に要する費用を支給対象に加えたこと (1 機関につき 30,000 円を限度)。

第 2 適用日

改正後の公務外等文書料の支給要綱は、平成 31 年 4 月 1 日以後に決定した事案等に係る公務外等文書料について適用し、同日前に決定した事案等に係る公務外等文書料については、なお従前の例による。

第 3 その他

改正後の公務外等文書料の支給要綱は、当基金ホームページの「諸規程一覧」から参照されたい。

公務外等文書料の支給要綱の一部を改正する要綱

平成31年1月16日
伺 定

公務外等文書料の支給要綱(平成21年3月24日伺定)の一部を次のように改正する。

第1条中「提出を求めた医師の診断書又は意見書」を「提出を求めた医師の診断書若しくは意見書(以下「医学的文書」という。)又は病院若しくは診療所が作成する医学的資料(以下「医学的資料」という。)」に、「公務外と決定した事案及び障害補償に該当しないと決定した事案等に係る医師の診断書又は意見書」を「公務外と決定した事案及び障害補償に該当しないと決定した事案等に係る医学的文書又は医学的資料(以下「医学的文書等」という。)」に改める。

第2条第1項各号中「医師の診断書又は意見書」を「医学的文書等」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 公務外等文書料の支給額は、各事案につき、医学的文書等のそれぞれに要した費用の額(当該額が次の各号に掲げる額を超える場合は、次の各号に掲げる額)を合計して得た額とする。

一 医学的文書 1通につき5,000円

二 医学的資料 1機関につき30,000円

様式第1注意事項第2項を削り、第3項を第2項とし、同項中「医師の診断書又は意見書」を「医師の診断書若しくは意見書又は病院若しくは診療所が作成する医学的な資料」に改める。

様式第2中「平成」を削る。

附 則

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

2 改正後の要綱は、平成31年4月1日以後に決定した事案等に係る公務外等文書料について適用し、同日前に決定した事案等に係る公務外等文書料については、なお従前の例による。